第1章 提言

本評価の結果に基づき、今後の日本の大規模災害支援のために、評価チームは以下を提言する。

提言 1: 災害緊急復旧支援の目的の明確化と共有

災害緊急復旧支援、中でも通常の緊急支援無償等の活用のみでは対応が不十分と考えられる大規模な災害に対する緊急復旧支援の目的についての議論を関係者が進めるとともに、それをある程度明確化しておく必要がある。本津波災害のように被災国が多数にのぼる広域・大規模災害に対して今後日本が支援を検討する際に、その災害支援が目指す到達点についての大まかな共通認識を関係者が有していることが望ましい。

今般のスマトラ沖大地震及びインド洋津波災害は未曾有の規模の災害であり、それをあらかじめ想定した援助政策は実質的に存在しなかった。にもかかわらず、日本は小泉首相(当時)の政治的リーダーシップとともに資金的には予備費を活用するという外務省内における即時の支援資金確保の工夫等により、結果的に諸ドナーの間においても迅速なリーダーシップを発揮し、その時点で対応できる最大限の努力を行ったといえる。また、現地でも、東京が決定した大枠の中で、被災国の被害状況に対応した支援を行った。その結果、他ドナーと比較しておおむね迅速な支援が行われたことは、各国でも評価されている。その一方で、国により程度が異なるものの、特に復旧・復興期に入ってからは、一部に復旧上必要性が高いとは言いきれない案件も散見され、津波被害からの復旧から離れた、いわゆる開発支援と位置付けられる支援も実施された。

本災害は想定外の規模であったことからあらかじめ政策が設置されていなかったことはやむを得ないことと考えられる。しかしながら、ODA 予算の全般的な抑制と効率的支出が求められている中で津波支援のような緊急的支出といえども ODA 全体として効率的な資金配分・実施がなされるために、また、国民への説明責任の観点から、日本で災害が発生した場合の被災地への公的支援と比較した場合に著しく有利な支援が行われることがないように、特に災害支援と通常時の開発支援との区分をどのように整理するのかという観点から、災害緊急復旧支援の目的について整理がなされる必要がある。

なお、通常、被災地への支援は、緊急人道支援、復旧復興支援、開発支援というように各ステージが順に連続して展開されるという一般的な認識が存在するものの、途上国における大規模災害に対する支援を念頭においた場合、これらの支援ステージは必ずしも重複無く順に転換されるとは限らず、例えば、人道支援ステージを継続しつつも復旧支援のステージに進むことが必要な状況も生じうる。また、復旧を主眼とした支援を展開する際にも、被災国によっては、単に支援の経済性等の面から現時点において最も合理的な技術を活用することで、被災前の施設や機材の機能や仕様をそのまま復元する以上の支援となることも、十分想定される。したがって、復旧復興支援と開発支援という支援目的の整理も、単に厳密な定義を確定し

支援範囲を限定するための議論としてしまった場合には、あまり意味を持たないものとなる。

この提言で確認しておくべきは、将来直面する個々の大規模災害の被災国・地域の状況に応じて、支援内容の検討を迅速に行うための議論の出発点として、本評価の対象となった津波被害における経験から整理が可能な災害緊急復旧支援の目的(あるいは在り方)をまとめ、そして、その内容を想定される支援の関係者が共有しておくことが重要という点である。

提言 2: 日本と災害当事国との関係、相手国の援助吸収能力に応じた支援規模に関する基準設定

被災規模のみならず、日本と災害当事国との関係、相手国の援助吸収能力などを考慮した災害緊急復旧支援の規模に関する基準を設定する。災害緊急復旧支援の支援規模の決定に際しては、被災規模以外にも様々な判断要素が存在する。例えば、被災国の援助吸収能力をはるかに超えた支援資金が流入し、それを適切に管理するメカニズムが存在しない場合には、如何に被害規模やニーズが大きくても実効性を伴わないばかりか、そうした資金の他の分野への転用や、汚職などガバナンス上の問題さえ生じせしめかねない。また、日本と相手国との歴史的な関係や通常の開発援助の規模も重要な判断要素である。災害緊急復旧支援の支援規模については、例えば上記に挙げた要素をベースとして、日本側当事者が参照可能な何らかの基準を設定することが透明性の観点からも望ましいと考えられる。ただし、上述のとおり、こうした基準を絶対的な制限として定めることは現実的ではなく、個々のケースに応じて日本としての支援規模決定のロジック・根拠を明らかにした上で、必要であればより厚い支援を検討するなど、例外的運用を柔軟に行うことが重要である。

提言 3: 住宅支援を含む個人資産支援の可能性の再検討

日本として住宅支援を含む個人資産支援を実施する可能性を再検討するべきである。津波などの災害緊急復旧支援においては、人道・緊急支援が行われた後の復旧支援の初期において、一般的に被災者の住宅建設や、基本的生計手段である農機具や漁具・漁船などが量的にもまた重要性の面からも中心的なニーズになる。日本も津波支援において二国間援助のみならず国際機関経由の支援なども活用して実質的にこれらに対応したが、その一方で、これらが個人資産支援の性格を有する面があることから、相当の理由付けを行いつつ、注意深く支援を実施してきた。特に恒久住宅支援に関しては、個人資産支援となることを理由として日本としては実施しないことを建前としている。しかし、ダメージアセスメントの結果や諸ドナーの支援動向を踏まえると、個人に援助物資等を提供することから生じるリスクは認識しつつも、災害という特殊状況において正に中心的な支援ニーズとなる住宅支援を含む個人資産支援を日本として実施する可能性の余地を再検討することが重要である。

提言 4: 現地日本大使館を中心とした当該災害緊急復旧支援に特化したタスクチームの設置

災害支援に際しては、現地の日本大使館を中心として当該災害への支援を目的としたタスクチームを臨時設置し、日本国際協力システム(JICS)などを含む関係機関からそれぞれ派遣された人材を一定期間専任のメンバーとするなどの対応を検討するべきである。現地においては日頃から日本大使館及びJICAを中心として、現地ODAタスクフォースが組織されており、今般の津波支援においてもインドネシア、スリランカにおいて同タスクフォースが支援の実施に大きな役割を果たした。その一方で、特に大規模災害においては、JICS等の普段現地に拠点を置かない機関やコンサルタント等の関与も重要になってくる。また、既存の日本側現地関係組織においても、人員の制約からスタッフが通常業務を行いながら、それぞれ多大な労力をもって災害支援に携わってきたケースも多い。このような状況への対応への一方法として、現地の日本大使館を中心として当該災害への支援を目的としたタスクチームを臨時設置し、関係機関からそれぞれ派遣された人材が一定期間の専任メンバーとなることが考えられる。日本側の調整と命令系統を簡素化することによって、より迅速かつ効果的な支援につなげることがその目的である。

提言 5: 災害緊急復旧支援におけるノンプロジェクト無償及び円借款の活用の在り方の検討

災害緊急復旧支援におけるノンプロジェクト無償および円借款の活用の在り方を検討してお くことが必要である。

今般の津波支援において日本がノンプロジェクト無償を採用したことは、他ドナーと比較して格段に早い資金拠出と事業の実施を可能にした。この経験を踏まえると、今回適用された、見返り資金の積み立てを相手国側に求めないノンプロジェクト無償のスキームは、今後の災害支援においても、手続きの迅速性と変化する現地ニーズへの対応の柔軟性というスキームの長所をいかし、大いにその有効性を発揮し得るものである¹。他方、特に災害規模が大きく支援が長期にわたる場合のノンプロジェクト無償の活用については、被災地域における支援ニーズの変化に対応した無駄がない有効かつ効率的な支援実施を担保するという観点から、以下の点について検討することが望ましい。

- 資金の分割供与の可能性(あるいは諸ドナーからの支援の集中などにより実質的に復旧復興に要する以上に資金が手当てされてしまった場合の余剰的な資金の有効活用のための資金転用の可能性)
- 施設・インフラの建設・運営にかかる維持管理費用等に見合う(工事完成後 2~3 年後に使用可能となる)資金コンポーネントの組み込みの可能性
- 迅速な支援遂行のための入札評価基準の整備

_

¹ 通常のノンプロジェクト無償においては、供与された資金により外国から調達された資機材は、相手国の市場を通じて売却され、その売上代金の一部を見返り資金として相手国の国庫に積み立てることが義務付けられているが、津波支援においては、支援の性格を踏まえ、そのスキームに変更を加え、見返り資金の積み立てを不要としている。

また、災害緊急復旧支援の目的として復興支援をどのようにとらえるのかという点と関連して、円借款をどのように位置付けるのかについて再整理する必要があると考えられる。その一方で、2008 年 10 月の JICA と JBIC (円借款部門) との統合に伴い、災害緊急復旧支援を実施するにあたり、より迅速な円借款案件の形成や円借款と技術協力の効果的な連携などを行うことによって全体として質の高い支援を実施する素地が生まれているとも考えられる。このような状況を踏まえ、災害支援における新たな円借款の位置付けと活用方法について検討することも重要である。

この点で参考となる津波支援における円借款活用の経験としては、スリランカの JBIC コロ ンボ駐在員事務所(当時)の採った対応方針がある。スリランカへの津波支援として津波発生 の半年後に供与が決定された円借款はプログラムローン的に供与されており、2 つのコンポ ーネントから構成されていた²。借款においても、資金使途に関する柔軟性を高める上では時 の経過とともに変化する現地ニーズに沿ってサブ・プロジェクトを形成するような自由度をもて るプログラムローン的な資金供与が適しているものと考えられる。また、現地でのヒアリング によれば、津波支援ではスリランカにおいては、被災後半年の時点で既にノンプロジェクト無 償の供与と並行して円借款を供与していたが、その際の円借款適用の考え方においては、無 償による施設・インフラの整備は相手国側のニーズに応じたものであることが重要であるのに 対し、借款を活用して整備されるサービス・施設・インフラなどはそのような形で相手国側のニ 一ズを踏まえた単なる復旧にとどまらず、加えてより災害に強い性質あるいは機能を有する 内容のものを整備することが基本であるとのことであった。ここには、災害復旧支援という状況 において無償のスキームを活用しても整備することが可能な施設・インフラを敢えて借款で整 備する意義が問われることになりかねないという認識が存在したものと考えられる。当然なが ら、災害復旧支援への円借款の適用は、被災国側の明確な意思による要請があることも重要 と考えられる。

提言 6: 災害緊急復旧支援における広報の強化

災害緊急復旧支援における広報を、支援内容・活動実績・効果の公表を通じた説明責任の確保と相互理解の促進、広報・報道のプロフェッショナルの巻き込みとメディアの活用、支援内容の説明における分かり易さの工夫、目的・内容が簡明な案件の形成努力の観点から強化する。

1. 広報強化の必要性

今般の津波支援においては、被災直後から、現地の日本側関係者は国際緊急援助隊など

 2 スリランカ津波被災地域復興事業(STAART: Sri Lanka Tsunami Affected Area Recovery and Takeoff Project)を指す。同事業の第 1 のコンポーネントは小規模インフラプログラムであり、上水道、道路、灌漑、電力等の分野において、合計 1,000 程度の個別事業が実施された。もう1 つのコンポーネントは小企業復興プログラムであり、ツーステップローンにより観光業や漁業等、深刻な被害のあった企業に対して融資が行われた。

の緊急対応に労力が集中せざるを得ず、日本の支援活動についての積極的な広報発信は十分になされなかったと当時の関係者も述べている。一方、緊急支援段階より積極的な広報活動を行っていた他ドナーもあった。非常に多数のドナーが活動を行う大規模災害支援においては、いかに日本の支援規模が大きくても全体に占める相対的プレゼンスは低下せざるを得ず、被災地域の地方政府関係者の中にも日本の支援は一般にあまり目立たないという声があった。ここに受身ではなく自ら積極的に広報発信を行う理由がある。

なお、外務省国際緊急援助室によれば、緊急救援期における最重要事項の1つは広報とのことである。この時期における広報は説明責任の確保という面からの重要性のみならず、メディアを通じて被災地に支援到着の情報が流されることにより被災者の心の拠り所・安心感の醸成にもつながることから重視する必要があるとのコメントがあった。

2. 広報強化の方向性

災害緊急復旧支援活動における日本の広報強化の方向性としては、主に以下が考えられる。

(1) 支援内容・活動実績・効果の公表を通じた説明責任の確保と相互理解の促進

津波支援における日本の支援案件の広報は、主に案件実施の決定時の報道発表などに集中しがちである。現地新聞等では完成・納入に伴う引渡し時などにも報道が行われているケースも多いものの、日本のマスコミや一般国民に対して、継続的・一貫的な公表はあまり見られない。少なくとも、支援内容に加え、実際の活動実績や効果など支援案件に対する基本的な時系列情報について、ウェブページなど一般国民にも参照し易い形で継続的に公表を行うことで説明責任を確保するとともに、日本の行った支援の実情に対する理解を促進することが重要である。

(2) 効果的な援助広報のための広報・報道のプロフェッショナルの巻き込みとメディアの活用

インドネシアにおける世界食糧計画(WFP)など他ドナーの中には、津波支援にあたり広報専門官を配置し、食糧配布などの現場での活動にメディアを招聘するなどの積極的な広報活動を行った機関もあった。それに対して日本の場合は、大使館職員が案件実施にかかる業務と広報業務を兼任しており、津波支援全体を見通した広報計画を策定するなどの戦略的な広報活動を展開するためのリソースは配分されなかった。効果的な広報を実施するためには、メディア対応や広報の専門家を外部から雇用する可能性も含め、検討する余地がある。

(3) 支援内容の説明における分かり易さの工夫

特に国内外の一般の人々を対象として支援内容や実施状況の説明を行う場合には、単に事実を伝達するだけでなく、それらの事実が有する意味や、受益者や当該国に与える影響を可能な限り分かり易く伝えることが望ましい。例えば、外務省はホームページにおいてノンプロジェクト無償案件の契約実施状況を日本語及び英語にて定期的に公表・更新してきており、これは個別案件の契約者名や契約率等の進捗状況をフォローする関係者にとっては有益な情報

を提供しているといえる。しかしながら一般の国民にとっては、これらの情報が何を意味するのか、また契約の進捗に伴いそれらの案件が実施されているサイトや地域住民は今どのような状況にあるのかなどの付加情報があわせて説明される方が、具体的なイメージが喚(かん)起されるためには有益である。

(4) 目的・内容が簡明な案件の形成努力

また、上記の 3 点に加えて、まず案件を形成する際には、その目的及び内容が、災害緊急 復旧支援に照らして人々の目に理解し易いようなものであることが重要である。災害緊急復旧 支援ガイドラインにおいても、案件形成時から広報の観点を考慮することが明記されるべきで ある。

(5) ニュースバリューのある支援ソールの活用を通じたメディアへのアピール

これまでは海外での大規模災害に対して積極的に活用された実績はないものの、日本(内閣府)が有する情報収集衛星の活用による被災状況の把握なども、被災による混乱の中、現地の正確な情報が得にくい状況において、有効な情報収集手段となるばかりでなく、衛星の活用自体のニュースバリューの高さも、日本による災害支援に関するメディアの関心を高め、結果的に広報に貢献するものと考えられる。

提言 7: 日本信託基金を用いた支援の改善

日本信託基金を用いた支援に関し、現地主導による案件形成の促進、案件承認手続きの簡素化・迅速化と手続きにおけるルールの公表、現地ベースの実施監理の強化、案件モニタリング結果のフィードバックと共有のためのメカニズムの構築を通じて、現地のリアルニーズに合致した支援の迅速で確実な実施と支援結果の有効活用につなげる。

1. 災害緊急復旧支援における信託基金活用のねらいと範囲の明確化

津波支援において日本の信託基金(世界銀行の日本社会開発基金及びアジア開発銀行 (ADB)の貧困削減日本基金)を活用して実施された支援は日本の津波支援の手段多様化に 貢献するとともに、個別案件の現時点での評価結果からは、妥当性、有効性、自立発展性についておおむね確保されていると判断される案件が多数を占めた。その一方で、パフォーマンス 自体が良好と認められなかったものや、有効性を確保するために支援内容が当初予定から変更されたケース、また支援自体が複雑で野心的過ぎたと考えられる案件もあった。

世界銀行の日本社会開発基金(JSDF: Japan Social Development Fund)では、津波災害に際して採択条件を緩和するなど、支援実施の迅速性を高める考慮もなされていたものの、一部の案件では現地のニーズ変化の速さから案件実施中に内容の変更を余儀なくされており、その結果実施が遅れた。ADB の貧困削減日本基金(JFPR: Japan Fund for Poverty Reduction)では、案件形成において本部ミッションによるニーズ調査に基づく通常の手順を経るために、現地のニーズの変化への対応が遅れるとともに、迅速な支援実施を強く意識したた

めに案件形成のための現状把握が不十分となったと考えられるケースも見られた。

これらの信託基金が、「日本政府全体で活用可能な資源を最大限活用する」ことを意図した 点、「日本としても未曾有の災害に対する緊急の対応であり、適正な支援規模に関する読みが 難しかった」点、「事前に日本政府内で調整を行うことにより、日本政府の支援等他案件とのス コープが重複のないようにプロジェクトが設計されている」点は理解できる。しかしながら、より 具体的にこれら信託基金が基金による支援の特長をいかし二国間援助による支援と重複無く どのように有効な補完関係を実現するかなどを含め、「津波の被害を受けた国々における再 建措置を直接的に講じる活動や、貧困層へのサービスや施設の改善をめざす活動」を支援す るとの意図以外に、どのような意図で今回の津波支援に活用されたのかという点に関しては、 残念ながら本評価に際して必ずしも十分な情報が入手できなかったため、津波支援への信託 基金の活用自体の妥当性に関し、明確な判断を示すことには慎重とならざるを得ない面があ る。しかしながら、日本信託基金による支援の特長をいかした二国間援助による支援との役割 分担や補完関係など、基金活用の役割(また、結果として追加的に期待された効果等)に関す る説明あるいは使途に関する透明性を確保することは、評価の可能性を議論する以前の問題 であり、信託基金の年次報告書やホームページにおける津波被害復興グラントの意図の説明 や、個別案件の金額・概要についての記載以上の情報公開が必要である。本評価のみならず、 今後これらの基金を活用した津波支援の評価を行っていく上では、日本の津波支援全体として 信託基金を活用する必要性とその役割が日本政府、世銀並びに ADB により明示されているこ とが必要である。そのためには、日本として災害支援においてこれらの信託基金を活用するこ とで期待した信託基金による支援の役割やその適用条件、他の手段との役割分担に基づく支 援範囲を改めて明確化し、実施手続き、案件形成・監理方法などを再整理することが必要であ る。

2. 支援手続き改善の方向性

上述のように日本信託基金を利用した支援の一部について期待されたとおりのパフォーマンスが得られていないと判断される要因として、特に JFPR においては、本部から送られる短期間のミッションにより行われる案件形成過程をはじめとする支援手続きが、災害支援の必要とする迅速性や柔軟性に必ずしも適合していないことが挙げられる。更に、JFPR においては、形成された案件の承認プロセスが厳格に行われるため時間を要するにもかかわらず、案件開始後には案件の実効性を失わないようにするために現地事務所サイドの判断で大幅な内容変更が行われていると見られるケースもある。この点では、JSDF においても、同様に案件開始後の内容変更は大幅に行われており、プロジェクトデザインを含め案件の承認プロセスに厳格さを要求することの意味が失われていると考えられる面もあった。これらの課題の状況に対応するためには、より現地主導の案件形成・監理を進めるなどの必要がある。この点では、少なくとも日本の二国間援助による支援においては、日本信託基金を利用した支援と比較した場合、既に一段の改善が行われている面も有り、その経験蓄積を活用していくことも一案である。また、案件監理上の手続きを公開することなどを通じたより透明性を高めるための情報公開の必要性もある。

今後災害緊急復旧支援において日本の信託基金を活用した支援を実施する場合には、以下の方向で支援手続きの改善が行われることが望ましい。

- 現地主導による案件形成の促進
- 案件承認手続きの簡素化・迅速化と手続きにおけるルールの公表
- 現地ベースの実施監理の強化
- 案件モニタリング結果のフィードバックと共有のためのメカニズムの構築

提言 8: 災害緊急復旧支援ガイドラインの設定

これまで述べた提言の内容を踏まえて、災害緊急復旧支援の在り方に関し検討しガイドラインを設定する。ガイドラインの意義と運用の基本的な考え方、災害緊急復旧支援の内容と範囲、ガイドラインに盛り込まれるべきと考えられる主な内容を以下に示す。

1. ガイドライン設定の意義と運用上の考え方(案)

同ガイドラインを設定する意義とその運用に当たっての考え方は、以下のとおりである。

(1) ガイドライン設定の意義

- イ. 災害緊急復旧支援に対する日本政府の政策と基本方針を日本国民並びに被災国やドナーコミュニティーをはじめとする内外の関係者に広く明示すること
- ロ. 発生したそれぞれの災害に際して、東京並びに現地における日本側関係者が支援内容を検討するための原則(基準)を明示すること
- ハ. また、支援を通じて「誰を救うことを中心の狙いとするか」に関しても整理すること

(2) 運用上の考え方

- イ. 災害緊急復旧支援は、被災国に対する日本政府の援助として、あくまで日本の政策に 依拠して実施される必要がある。
- ロ. しかしながら、災害発生状況や被災国・被災地の被害状況、自然条件、社会・政治・治安・経済状況、被災周辺国も含めた地域の動向、日本と被災国との外交及び経済関係など、日本が支援を検討する際の要素は多様であり、また状況は被災国によって大きく異なる。したがって、ガイドラインで定める原則(基準)は実際の支援内容を厳格に規定するものではなく、日本が柔軟な対応を検討する上での拠り所(議論の出発点)とする。目指すところは、原則を設けることにより、災害の状況に応じて例外対応の検討を容易にするための議論の入り口としてのガイドラインである。
- ハ. また、当該被災国に対する通常時の援助との位置付けの相違を明確に踏まえることにより、援助全体として効率的な運用がなされることを目指すものである。
- 二. ガイドラインに示される原則(基準)は、緊急人道支援、復旧復興支援、開発支援への 導入などの支援のフェーズ分け、支援表明方法や資金使途の定め方などの基本的な 考え方を含むものとなるが、これらの原則の運用は、個々の災害の状況や被災国の国

情、ドナーによる支援状況の変化などに応じて、様々な例外的対応を許容しつつ柔軟に適用されることが重要となる。

2. 災害緊急復旧支援の内容と範囲(案)

ガイドラインの策定検討に当たっては、まず災害緊急復旧支援にかかわる概念を整理し、その内容と範囲を設定する必要がある。想定される基本的な概念整理(案)は以下のとおりである。また、あわせて、支援に活用可能な支援手法(モダリティ)とその利点・欠点を整理しておくことが必要である。

(1) 災害緊急復旧支援の定義

災害緊急復旧支援とは、被災した外国政府の要請に基づき日本が実施する人道・緊急的並びに復旧にかかる支援全体を指し、あらかじめ特定化された案件として年度予算に組み入れられておらず、被災に際して通常予算の範囲外で実施される支援、もしくは予算枠内であっても被災に際して新たに形成される支援を含む。

(2) 災害緊急復旧支援の範囲

災害緊急復旧支援の範囲の設定方法は、支援の目的、地理的範囲、被災後の時間経過、利用スキーム等、様々な視点から検討することが可能であるが、提言 1 で述べたとおり、支援の目的に関する事項、すなわち災害緊急復旧支援と通常時の開発支援との区分をどのように整理するかが特に重要である。通常の援助の枠内で対応すべきものは除くことを原則とすべきである。

3. ガイドラインの主な内容(案)

災害緊急復旧支援のガイドラインに含まれるべき基本的原則や留意点の事例は以下のとおりである。

(1) 支援の基本的原則

- 災害当事国のイニシアティブを尊重した協力
- 支援規模決定の基準に基づく規模の検討
- 支援フェーズごとの基本タイムフレームの設定
- 本国(東京)と現地 ODA タスクフォース等との役割分担の確認
- 必要に応じ被災国における支援調整メカニズムの早期構築に向けた積極的な技術支援(調整機関への支援調整専門家も含む)
- ドナー、相手国政府、民間からの支援を含めた災害対策事業の調整への貢献の 在り方
- 被災者ニーズの洗い出し、資機材の配布、支援状況のモニタリングとフォローアップ等の活動における(被災地の状況に明るい)現地 NGO やコミュニティーとの十分な連携

■ 支援内容面における、施設・機材などハード面への支援と被災者の心のケアなどを含むソフト面への支援のバランスの確保

(2) 支援実施時の留意点

- 多様な支援モダリティやスキームの柔軟な組み合わせを可能とする支援表明方法 の採用
- 緊急対応と復旧支援の使い分けによる効果的な支援
- 実効性を重視した支援と顔の見える援助のバランスの確保
- 実効性確保のための支援における自己完結的な案件設計の重視
- 国際機関を通じた支援との補完関係の活用(各種登録、住宅支援、治安維持、安全確保、外国人立ち入り困難地域への対応など)
- 支援のフェージングや供与資金の使途(使用目的)の明確化と被災地におけるニーズ変化に応じた柔軟性の確保
- 被災により更に厳しい状況におかれる社会的弱者ならびにジェンダー面の配慮

(3) ガイドラインに含まれるべきその他の事項

- 災害復旧を超えた開発支援・セクター支援とならないためのチェックリスト
- 災害緊急復旧支援開始当初からの基本的なモニタリング・評価枠組み
- 内外のメディアを活用した広報に関する基本戦略
- 災害復旧における社会的弱者への配慮と対応の基本原則